

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区塩小路通堀川東入南不動産801番地		平成 23 年 9 月 29 日					
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) オムロン株式会社 代表取締役社長 山田 義仁 電話 075-344-7000					
主たる業種	その他産業機器の製造業				細分類番号	2 9 2 9	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで						
基本方針	オムロングループの社憲・企業理念に基づき、国際社会の一員としてCSRを深く意識し、社会にとって有用な商品を提供することを、最小限のヒト・モノ・カネ・エネルギーなどの経営資源で実現するため、G-EMSの環境方針を定め環境に配慮したグローバル事業活動を推進する。						
計画を推進するための体制	環境担当執行役員を長とする「グループ環境委員会」の重要テーマの1つとして温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,898.0 トン	1,879.1 トン	1,860.3 トン	1,841.1 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,898.0 トン	1,878.7 トン	1,859.9 トン	1,840.7 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	コージェネ運転開始電力最値の変更及び停止時間の延長、外灯の消灯、食堂照明や事務フロアへの照明引き、スマート省電力モニタリングシステムの導入による、エネルギーの監視を行う。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 延床面積×1,000	47.36	46.89	46.42	45.94	-2.11 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	H24~25にかけて共用部分の蛍光灯及び水銀灯などを高効率のものを採用プラス冷温水温度冷水口温度の調整にて効率管理および機器ごとにR/GAを設置しきめ細かい効率化を図る。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		50.0	78.0	104.0	113.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	機器の適正な運転管理により効率向上に努める。					
	(24) 年度	機器の適正な運転管理に努める。機器ごとにガスメータを設置し決め細かい効率化を図る。					
	(25) 年度	機器の適正な運転管理により効率向上に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤は認められていない。(電車・バス通勤)					
	上記の措置を採用する理由	該当なし。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.4 トン	0.4 トン	0.4 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.4 トン	0.4 トン	0.4 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年、長刀坂国有林での森林整備活動(広葉樹の整備、アカマツ)を実施。京都市の学校を対象に、環境の出前学習を実施。(京都市商工会議所主催)						
特記事項	温室効果ガスの排出の量の基準値設定については、京都市、京都府の了解をとり、2010年度の数値で基準値を設定。理由：2008年度～2009年度の京都事業所(オムロン及びオムロン関係会社)の数値については、別管理で報告していたが、2010年度より、オムロン(株)京都事業所に関係会社2社を統合したため。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。